

## 政策評価調書（個別票 1）

## 【政策ごとの予算額等】

## 政策評価調書（個別票2）

## 【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				番号	⑯	(千円)	
	予算科目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	A 1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	29,840,129	30,264,891	
	A 2	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	5,592,064	5,682,829	
	A 3	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	25,809,511	24,713,084	
	A 4	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	<1,029,722>	<968,216>	
	小計					61,241,704	60,660,804	
対応表において◆となっているもの	B 1							
	B 2							
	B 3							
	B 4							
	小計							
対応表において○となっているもの	C 1							
	C 2							
	C 3							
	C 4							
	小計							
対応表において△となっているもの	D 1							
	D 2							
	D 3							
	D 4							
	小計							
	合計					61,241,704	60,660,804	
	<1,029,722> の内数					<1,029,722> の内数	<968,216> の内数	

政策評価調書（個別票3）

#### 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

# 平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省国際安全・治安対策協

評価実施時期：平成 23 年 9 月

力室

施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野 に係る国際貢献  (政策評価書 473 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標VII 分担金・拠出金 VII-1 国際機関を通じた政務及び安全 保障分野に係る国際貢献
施策の概要	<p>(本年度については、国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）拠出金をとりあげて評価することとした。)</p> <p>本件は、テロ・国際組織犯罪対策などに専門に取り組む唯一の国連機関である UNODC に対して拠出し、同機関が実施する効果的な捜査・訴追のための法整備支援や技術協力、被害者保護などの各種事業を支援することを通じて、途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うもの。具体的には、我が国の拠出金を活用して以下のようなプロジェクトを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東南アジアから我が国に流入する合成薬物対策のため、東南アジア諸国の薬物取締機関の能力強化を支援し、原材料物質の規制・管理、薬物鑑定、薬物の分析データの収集・管理・共有などの諸活動を実施した。</li> <li>・人身取引や腐敗を始めとする国際組織犯罪及びテロに対処するため、東南アジア各国において、被害者保護事業のほか、国際組織犯罪防止条約、国連腐敗防止条約（UNCAC）及びテロ防止関連条約の締結と国内法制度の整備、法執行機関の対応能力を強化するためのプロジェクトを実施した。</li> <li>・アフガニスタン支援の一環として、国境を接する各国の薬物取締当局間の連携強化、捜査能力拡充支援、国内司法制度の整備、麻薬患者対策、代替作物開発支援により不正薬物栽培からの脱却を目指す薬物供給削減事業などを支援した。</li> </ul>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆</p> <p>(理由) 本件拠出を活用したこれまでの支援によって、麻薬対策分野ではミャンマーにおけるケシ栽培が減少したほか、人身取引対策分野ではタイにおいて被害者保護施設に対する事業を継続的に実施するなど、本事業は目に見える成果をあげてきた。また、テロ防止関連条約の履行が相対的に遅れていたインドネシアを中心に支援してきた結果、同国政府は平成 18 年に 2 つの関連条約を批准し、平成 19 年 1 月には同国が主導する形で ASEAN テロ防止条約が署名されるなど、東南アジア地域のテロ対策法制度整備に貢献してきており、この取組を引き続き進展させた。さらに、腐敗対策についても、本件拠出金を使った活動が東南アジア各国で行われ、現地で大きく報道されるなど、テロ・国際組織犯罪分野における我が国の支援を具体的にアピールするための効果的手段ともなっている。</p> <p>(施策の必要性) テロ・国際組織犯罪対策は、我が国の平和と安全に直結する課題であり、国外においても、効果的な捜査・訴追のための法整備支援や技術協力、被害者保護などに取り組むことが重要である。例年、G 8 首脳宣言においても、テロ及び国際組織犯罪に対処するため UNODC 等と協力し、途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うことが明記されており、我</p>	

が国も着実にそのフォローアップを行うことが必要である。

#### (施策の有効性)

本件の拠出先になっている UNODC は、テロ・国際組織犯罪対策分野を専門にした各種案件を形成・実施できる唯一の国連機関であるにもかかわらず、その財源の 90%以上を各国からの任意の拠出金に依存している。我が国は、UNODC に対し 10 番目に大きな拠出（平成 21 年度）を行い、その活動全体を支えている。これによって、上記に述べた具体的な案件の実施のみならず、UNODC の専門性を活かした諸活動が維持されることにつながり、国際的なテロ及び国際組織犯罪対策を進展させることに貢献している。

#### (施策の効率性)

途上国におけるテロ・国際組織犯罪対策分野のキャパシティ・ビルディングについては、この分野で専門的な知見を有する UNODC の活動を支援・活用することにより、我が国が独自に案件を形成・実施するのに比べ、各国・各地域にわたるニーズの把握、具体的案件の形成、進捗管理・フォローアップの各段階でより効率的に施策を実施できる。

また、本件拠出金は他の国際機関に対するものに比べて規模が大きくはない一方で、本件拠出を活用して実施される案件の一部は、我が国が独自に支援するプロジェクトとして形成された案件に対してイヤーマーク（使途を指定）されてきており、拠出金の規模に対しても我が国の顔が見えやすい事業である。

#### (反映の方向性)

引き続き、本件拠出を通じて途上国のキャパシティ・ビルディングを支援し、世界的なテロ・国際組織犯罪対策を進展させるという国際社会の合意を実施していくとともに、UNODC の行財政改革及び各案件の進捗管理、フォローアップ等を通じて、一層効率的・効果的な支援を目指す。

### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

#### (施策の目標)

我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること

#### (目標の達成状況)

##### 評価の切り口 1： 麻薬対策

麻薬対策では、黄金の三角地帯（タイ、ミャンマー、ラオスの国境地帯）におけるケシ栽培を 10 年間で約 8 割削減するのに貢献した。平成 20 年には、ミャンマー山岳少数民族の住む中国国境地帯でケシの不法栽培をほぼ撲滅するのに成功したのに続き、平成 22 年には、東南アジアの他、アフガニスタン、イラン、パキスタンや中央アジア各国における麻薬対策のプロジェクト（能力向上）を実施し成果を上げた。

##### 評価の切り口 2： 腐敗・人身取引対策

腐敗対策では、PCI（パシフィック・コンサルタント・インターナショナル）事件（ベトナム官憲に対する PCI からの贈賄事件）が起きたベトナムで、同国の UNCAC 締結直後の平成 21

年 10 月に腐敗防止セミナーを実施し、現地でも大きく報道された。このほか、東南アジア諸国における腐敗対策の取組を支援すべく、UNODC と調整を行った。また、人身取引対策でも、我が国における多くの人身取引被害者の出身国であるタイにおいて、パタヤ被害児童保護施設での設備強化、地域の意識啓発事業などを継続的に実施した。

#### 評価の切り口 3：テロ防止

テロ防止関連条約の履行が相対的に遅れていたインドネシアを中心に支援してきた結果、同国政府は、平成 18 年に 2 つの関連条約を批准し、平成 19 年 1 月には同国が主導する形で ASEAN テロ防止条約が署名された。さらに、我が国は、東南アジアを中心にこの取組を進展させた結果、平成 22 年にはラオスが新たにテロ防止関連条約一件を締結するに至った。

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	①第 177 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会外交演説 ③人身取引対策行動計画 2009 （犯罪対策閣僚会議）	①、②平成 23 年 1 月 24 日 ③平成 21 年 12 月 22 日	①「テロ対策やPKO を含む平和維持・平和構築にも、各国と連携して取組みます。」 ②「米国における同時多発テロから 10 年目を迎える本年、テロ行為や組織犯罪の撲滅は引き続き国際社会全体の課題であり、我が国としても取組を継続します。」 ③「我が国における人身取引被害者の出身国となる可能性の高い東南アジアを中心とした途上国における教育の普及、被害者ケア、職業能力の強化、法執行力の強化等を図るためODAによる協力を推進するほか、国際協力の手段を活用し、人身取引の背景の一つである貧困の削減に取り組むとともに、各国における人身取引の防止と被害者の支援に資する協力を実現する。」

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）